

専門実践教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	歯科衛生士科		
実施方法	① <input checked="" type="checkbox"/> 通学 (<input type="checkbox"/> 昼間 ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号	1410033-2210011-0 ー		
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和4年 4月 1日	過去一年の講座実績 令和7年 3月 31日まで	入講者数(38人) 修了者数 (31人)
訓練期間	36ヶ月	総訓練時間	3000時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (歯科衛生士) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 医療事務		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	歯科衛生士の養成学校で学びその卒業資格を得た者		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	歯科業界 歯科衛生士として歯科医院、保健所等の医療関係機関で活用される		
2. 教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
生物学	15	最新歯科衛生士教本 生物学	
化学	30	最新歯科衛生士教本 化学	
基礎数学	15		
臨床歯科英語	30	最新歯科衛生士教本 歯科英語	
基礎国語	30	テスト式国語の常識の総演習(修訂三版)	
心理学	30		
倫理学	15	最新歯科衛生士教本 歯科医療倫理 第二版	
解剖学	30	最新歯科衛生士教本 解剖学・組織発生・生理学	
組織・発生学	30	同上	
生理学	15	同上	
生化学	30	最新歯科衛生士教本 栄養と代謝	
栄養学	15	同上	
栄養指導	15	同上	
口腔解剖学	30	最新歯科衛生士教本 口腔解剖学・口腔組織発生・口腔生理学	
歯牙解剖	30	同上	
口腔生理学	15	同上	
病理学	30	最新歯科衛生士教本 病理学・口腔病理学	
微生物学	30	最新歯科衛生士教本 微生物学	
薬理学	30	歯科衛生士テキスト 最新薬理学 一疾病の成り立ち及び回復過程の促進	

口腔衛生学(1)	45	歯科衛生士テキスト 口腔衛生学 (第四版)
口腔衛生学(2)	30	同上
衛生統計	15	同上
衛生学・公衆衛生学	30	最新歯科衛生士教本 保健生態 学 第三版
衛生行政・社会福祉学	30	
歯科衛生士概論	30	最新歯科衛生士教本 歯科衛生 学総論
医療倫理学	15	最新歯科衛生士教本 歯科医療 倫理 第二版
歯科臨床概論	30	歯科衛生士のための歯科臨床概論
保存修復学	30	最新歯科衛生士教本 保存修 復・歯内療法 歯科衛生士のための 保存科ア シストハンドブック
歯内療法学	30	同上
歯周療法学	30	最新歯科衛生士教本 歯周病学 (第二版)
歯科補綴学	30	歯科衛生士のための 補綴科ア シストハンドブック(第二版) 最新歯科衛生士教本 歯科補綴 (第二版)
口腔外科学	30	歯科衛生士講座 口腔外科学 第二版
小児歯科学	30	最新歯科衛生士教本 小児歯科 第2版
歯科矯正学	30	最新歯科衛生士教本 歯科矯正
歯科放射線学	30	最新歯科衛生士教本 歯科放射線
高齢者歯科学	30	最新歯科衛生士教本 高齢者歯 科 第二版
障害者歯科学	30	最新歯科衛生士教本 障害者歯 科 第二版
摂食・嚥下機能学	15	歯科衛生士のための摂食嚥下リ ハビリテーション 第二版
歯科予防処置論Ⅰ	60	最新歯科衛生士教本 歯科予防 処置論・歯科保健指導論 第二版
歯科予防処置論Ⅱ	90	同上
歯科予防処置論Ⅲ	90	同上
歯科保健指導論Ⅰ	75	同上
歯科保健指導論Ⅱ	60	同上
歯科保健指導論Ⅲ	60	同上
歯科診療補助論Ⅰ	90	最新歯科衛生士教本 歯科診療 補助論 第二版 最新歯科衛生士教本 歯科材料 最新歯科衛生士教本 歯科機器
歯科診療補助論Ⅱ	51	同上
歯科診療補助論Ⅲ	90	同上
臨床検査法	24	最新歯科衛生士教本 臨床検査
社会保険	15	歯科保健医療に関する社会保障 制度と関係法規
臨地・臨床実習Ⅰ	360	
臨地・臨床実習Ⅱ	540	
一般教養	15	
コンピューター	30	情報リテラシーOffice2013(Wind ows8対応)
看護概論	30	歯科衛生士のための看護学大意 (第三版)
秘書実務Ⅰ	30	
秘書実務Ⅱ	30	
医療事務Ⅰ	45	

医療事務Ⅱ	45	
介護技術(講義)	15	社会福祉学習双書 介護概論 第15版
介護技術(演習)	30	
課題(卒後)研究	30	
総合学習	60	
海外事情	30	

専門実践教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	31	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	38	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	31	人	受験率(③/②)	81.6	%
④ ③のうち合格者数	30	人	合格率(④/③)	96.8	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	31	人	81.6		
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	81.6	%
<p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p>					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数					人
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員				人
	2 非正社員、派遣社員				人
	3 その他の就業(自営業等)				人
	4 非就業				人
					②A: 就業者計
					②B: 非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ				人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる				人
	3 社内外の評価が高まる				人
	4 円滑な転職に役立つ				人
	5 趣味・教養に役立つ				人
	6 その他の効果				人
	7 特に効果はない				人
					③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる				人
	2 希望の職種・業界で就職できる				人
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる				人
	4 趣味・教養に役立つ				人
	5 その他の効果				人
	6 特に効果はない				人
					④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した				人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した				人
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した				人
	4 就職していない				人
					⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足				人
	2 おおむね満足				人
	3 どちらとも言えない				人
	4 やや不満				人
	5 大いに不満				人
					⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法			カリキュラムの進行にしたがって実施する定期試験によって習得を確認		
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					

専門実践教育訓練明示書（様式例）

6. 受講効果の把握方法																		
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率が各学年の出席すべき日数の3分の2以上であること。 卒業試験において全教科の平均点が60点以上であること。																	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行にしたがって実施する定期試験によって習得を確認している。																	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率が各学年の出席すべき日数の3分の2以上であること。 卒業試験において全教科の平均点が60点以上であること。																	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行にしたがって実施する定期試験によって習得を確認している。																	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	学習の習得度および理解を深めるために受講者に対して放課後の補習や個別指導を行っている。																	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small>	資格取得のための学習活動として、補講および特別補講等を実施して学習内容のレベルアップをはかっている。																	
8. その他の事項																		
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 清水学園 (代表者名: 清水 裕)																	
住所及び連絡先	神奈川県平塚市八重咲町1-6		TEL0463-22-5000															
施設名称及び施設長名	湘南歯科衛生士専門学校		(施設長: 清水 裕)															
住所及び連絡先	神奈川県平塚市八重咲町1-6		TEL0463-22-5000															
苦情受付者	氏名 南斉 喜三雄 所属 事務室	事務担当者	氏名 南斉 喜三雄 所属 事務室															
連絡先	TEL 0463-22-5000	連絡先	TEL 0463-22-5000															
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		2,410,000 円															
支払い方法	① 入学科 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	100,000 円																
① 一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)																	
② 分割払																		
③ 両方可能	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2,310,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第1期</td> <td style="text-align: right;">430,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第2期</td> <td style="text-align: right;">340,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第3期</td> <td style="text-align: right;">430,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第4期</td> <td style="text-align: right;">340,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第5期</td> <td style="text-align: right;">430,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第6期</td> <td style="text-align: right;">340,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">(うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table>			2,310,000 円	第1期	430,000 円	第2期	340,000 円	第3期	430,000 円	第4期	340,000 円	第5期	430,000 円	第6期	340,000 円	(うち、必須教材費 0 円)	
	2,310,000 円																	
第1期	430,000 円																	
第2期	340,000 円																	
第3期	430,000 円																	
第4期	340,000 円																	
第5期	430,000 円																	
第6期	340,000 円																	
(うち、必須教材費 0 円)																		
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)			404,521円															
① 任意の教材費(税込額)			314,521 円															
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)			円															
③ 施設維持費(税込額)			90,000 円															
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)			円															
3. 総額 (1+2) (税込額)			2,814,521 円															

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。